

第1章 はじめに

1 中間見直しの趣旨

- 練馬区みどりの総合計画は、平成31年4月に、都市緑地法および練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき策定した、練馬区のみどり施策に関する総合的な計画です。また、練馬区環境基本計画のみどり分野の個別計画です。

【計画期間】平成31(2019)年度～令和10(2028)年度



※練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例第2条において、みどりを「樹木、草花その他植物およびそれらが生きていくために必要な土または水が一体となった環境」と定義しています。

- 中間見直しでは、目標および基本方針は継承し、令和6年度から令和10年度に取り組むみどり施策を明らかにします。令和3年度に実施した練馬区みどりの実態調査の結果とこれまでの5年間の取組、練馬区緑化委員会の答申で示された施策の見直しの方向性を踏まえています。あわせて、時点修正やわかりやすい表現への変更を行っています。
- 「ランドデザイン構想」で示す将来像「みどりに恵まれた良好な環境の中で誰もが暮らしを楽しむ成熟都市」の実現に向け、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」と整合を図っています。

2 練馬区のみどりの魅力

住宅都市を彩る多様で豊かな練馬のみどり

練馬区の魅力は、都心近くに立地しながら、豊かなみどりに恵まれているところです。

練馬区には、武蔵野の面影を伝える屋敷林、住宅地の中に広がる農地、スポーツが楽しめる公園、四季折々の花が咲き誇る公園、道路や河川沿いの桜並木など、多様なみどりが点在しています。

また、公園では区民による管理や花壇づくりが行われ、憩いの森^{注1)}では自然観察会などの利活用が進み、農地では収穫体験を楽しめるなど、区民の暮らしの中にみどりが息づいています。



スポーツが楽しめる公園



四季の花が楽しめる公園



緑量のある河川沿いの並木



子どもたちの
笑顔あふれる公園



統一感のある街路樹



憩いの森での区民活動



住宅地のみどり



農地での収穫体験



武蔵野の面影を伝える
屋敷林と農地

¹ 憩いの森：都市緑地法および練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき開設。区が所有者から無償で樹林地を貸借し区民に開放している。

3 30年後の目標と基本方針

(1) 30年後（令和30年度）の目標

区民とともに練馬のみどりを未来へつなぐために

■公園や道路のみどりを増やす

みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト^{注2)}をはじめとした公園整備や道路整備、河川改修によりみどりのネットワークの形成を進めます。道路や河川沿いでは、安定した緑量のある景観形成に取り組みます。

■武蔵野の面影を伝えるみどりを守り増やす

武蔵野の歴史や風土を今に伝える屋敷林・社寺林や農地が広がる風景を守り、将来へ引き継ぎます。長期プロジェクトとして、稲荷山公園の整備において「武蔵野の面影」の再生に取り組みます。

■宅地や事業所のみどりを増やす

身近な暮らしの場でのみどりを増やします。特に、多くの人の目に触れる沿道の緑化に取り組み、歩行者が見て楽しめるみどり豊かな街並みづくりを進めます。

■みどりを守り育てる活動をしている区民を増やす

練馬のみどりを未来へつなぐためには、多くの区民の協力が必要不可欠です。区民団体と協働し、みどりの活動への参加の機会を増やします。区民の自主的な活動を支援し、地域に根差した活動につなげます。

■緑視率が高い場所を増やす

「みどりが多くある」と感じる人の割合が高くなる緑視率^{注3)} およそ25%を超える場所を増やします。

5つの取組を進めることで
練馬のみどりに満足している区民80%
を目指します

² 長期プロジェクト：みどりの拠点に位置づけている「稲荷山公園」「大泉井頭公園」の開園を目指すプロジェクトをいう。

³ 緑視率：人の視野に近い範囲で撮影した写真内に占めるみどりの面積の割合。国土交通省では、「およそ25%を超えるとみどりが多いと感じる人の割合が高くなる傾向がある。」としている。

(2) 基本方針

本計画では、みどりの豊かさを実感できる区民を増やし、みどりに満足している区民割合を80%にすることを目指して、引き続き区全域を緑化重点地区^{注4)}とし、次の2つの基本方針に基づき、5つの取組について具体的な施策を推進します。

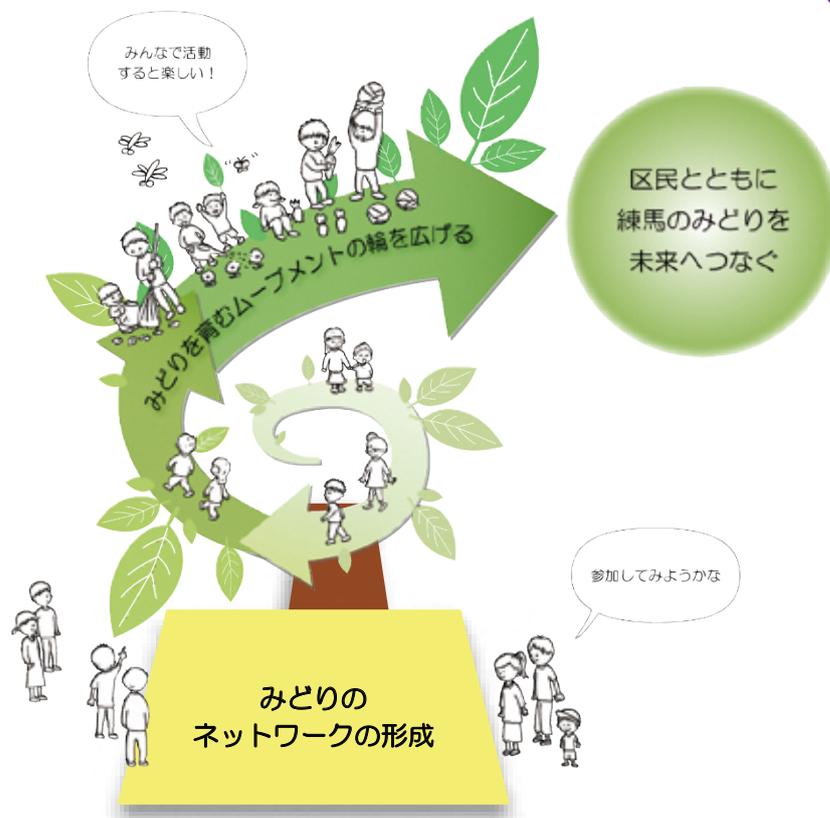
基本方針1 みどりのネットワークの形成

拠点となる大規模で特色のある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川とつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めます。



基本方針2 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

区民と地域のみどりの関わりを深め育て、誰もが気軽に参加し、ともにみどりを守り育てる区民協働のムーブメントの輪を広げます。



⁴ 緑化重点地区：都市緑地法に基づき定める、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区をいう。